

資産承継のための「民事信託」

司法書士 宮田 浩志

1 資産承継への「想い」

先祖あるいは親から引き継いだ資産（特に不動産）を所有する方にとって、その資産を次世代以降に円滑に承継させたいというのが誰しもの願いである。

しかし、夫婦間で子供に恵まれなかった方、複数の婚姻により異母兄弟・異父兄弟が存在するような複雑な親族関係の方、唯一の子に障がいがあり直系卑属への資産承継がいずれ途絶えることがわかっている方など、一筋縄ではいかない資産承継の問題を多く目にする。

そのような中で、祖先からの資産承継の系譜を自分の代で絶やすことや遠い親族に分散してしまうことを憂う方も多い。資産承継に対する「想い」を形にする手段として「民事信託」は非常に大きな可能性を秘めているといえる。

2 民事信託活用のメリット

(1) 資産承継・事業承継問題への対応

通常の遺言であれば、自分の資産を誰に相続させるかという一世代（1次相続）までしか資産の承継先を指定できない。したがって、それを引き継いだ者がさらにその先どのように資産を承継させるか（どのような遺言を書くか）を拘束することはできない。いわゆる「後継ぎ遺贈」は、認められていない。

しかし、信託のしくみを導入し、財産権を所有権から信託受益権に転換することで、2次相続発生以降の代々にわたる資産承継者の指定が可能になる。つまり、資産承継の道筋を自らの意思のみで描くことができる点において、まさに「想い」

を形にできるしくみといえる。

(2) 成年後見制度に代わる柔軟な財産管理

高齢者等の財産管理と権利擁護の役割を担うものとして広く普及してきた成年後見制度であるが、この制度を利用すると、家庭裁判所や後見監督人の監督下におかれ、本人（被後見人）の財産管理・運用に大きな制約を受ける。

たとえば、生前贈与等の相続税対策、積極的な資産運用（新規借入れによるアパート建設や不動産の買換え、ハイリスク・ハイリターン金融商品の購入、納税資金捻出のための生命保険契約の締結等）は、本人にとって合理的なメリットが存在しない限り基本的には認められない。

つまり、円滑な資産承継の観点からは、本人および家族が希望していても、本人財産の維持管理と権利擁護の視点のみに立つ後見制度の趣旨からみれば、本人の資産を減らす行為にはかならないという判断で、家庭裁判所等の了解を得られないケースは多い。これは、法定後見のみならず、任意後見でも基本的に変わらない取扱いであり、これが成年後見制度の一つの限界といえる。

そこで、本人が意思能力のあるうちから資産の運用方針等を決定したうえで、信託契約において信頼できる親族等を受託者として資産を預けることで、これらを実現することができる。

これは、信託がもつ「意思凍結機能」を活用したもので、いったん信託を導入すれば、その後は本人（＝委託者）の意思能力・判断能力の喪失の有無を問わずに、信託の目的に従って信託財産の管理・処分が可能になる。つまり、信託スキームの活用により、成年後見制度の利用では実現できなかった柔軟な財産管理と相続税対策・資産承継

対策が、本人の亡くなる直前まで講じることができる。

3 具体的事例への活用

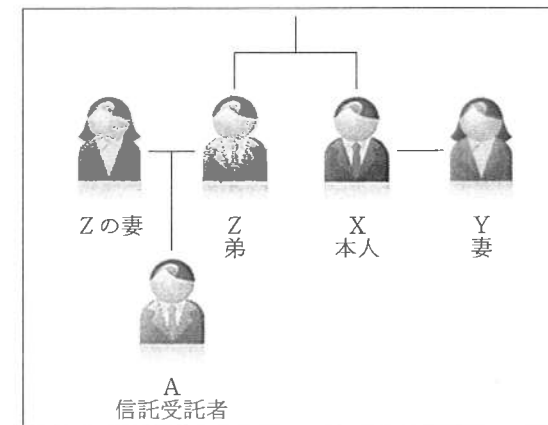
(1) 事例概要——子供のいない夫婦のケース
長男X（75歳）は、地主として先祖代々守りぬいてきた広大な土地と建物（アパート等）を所有しており、その賃料収入（地代・建物賃料）が主たる収入である。妻Y（77歳）との間に子供はおらず、Xの法定相続人は、YとXの弟Z（67歳）である（下記相続関係説明図参照）。

Xは、自分が死んだ後、妻には何んも自由させたくないで、遺産はすべて譲りたいが、次にYが死亡すれば、X一族が所有してきた不動産がYの親族（姻族）側に渡ることになってしまうため、このことは避けたいと思っている。そこでXは、Yが死んだ後は、不動産はすべて弟Zの家族に遺りたいと希望している。特にZの子供であるXの甥のA（50歳）とは普段から親交も厚く、XY夫婦はとて信頼を寄せている。

(2) 対応策

まず、Xは、信頼できる甥Aとの間で信託契約を締結する。信託の内容は、受託者をAとして財産を託し、Xの生存中はX自身を受益者に、Xの死後は第二受益者を妻Yとして、受益者の生活・療養・介護等の費用の給付および資産の有効活用と円滑な承継を目的とする。

この結果、Xや妻Yの存命中は、受託者である甥Aが信託財産を管理・処分する権限もっているため、Xや妻Yが安心して生活できるように財



産管理を担うとともに、X家の資産の有効活用・相続税対策にとって最良の手段を甥Aの責任と判断において講じることが可能となる。

妻Yの死亡により信託が終了するように定め、信託の残余財産の帰属先を弟Zまたは甥Aに指定する。こうすることで、最終的に、X家の不動産は、最終的にAが無事承継することができる。

(3) ポイント

もしXより先に妻Yが亡くなった場合には、Xの資産は、Xによるシンプルな遺言で弟Zまたは甥Aに承継させることができるが、Xが妻Yより先に亡くなると想定すると、資産承継の道筋は、X一族とYの親族との微妙な問題となる。つまり、特段の相続対策を講じないでいくと、XYの夫婦のどちらが先に亡くなるかでX家の資産の行く末が全く変わってくる。

Xが妻Yより先に亡くなると想定する場合において、通常の相続では、最終的にAに財産を承継させるには、妻Yにその旨の遺言書を書いてもらう必要がある。しかし、それは妻Yの意思次第なので、妻Yの気持が変われば、Xの知らない間やXの死後に遺言書を書き直されてしまうリスクがあり、甥Aが資産を承継できるという保証はない。このようなケースで、信託スキームを使うことで、Xの希望を反映させた財産承継の道筋をつくることができる。

4 おわりに

本稿は、民事信託を柔軟な資産運用と円滑な資産承継（2次3次相続の指定）を実現する手段として紹介したが、相談者のニーズに応えられる信託の活用事例は数多くある。われわれ法律家がより積極的に信託を選択肢の一つとして提案し、成功事例を増やしていくとともに、「民事信託」が秘める可能性と魅力をさらに情報発信していくことで、相談者のニーズをかなえる法務コンサルティングを司法書士がより積極的に担っていくことを期待したい。

（みやた ひろし・（一社）民事信託推進センター 事例研究委員）